

別紙

諮問第1676号

答 申

1 審査会の結論

- (1) 本件開示請求却下決定は、妥当である。
- (2) 本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日付けで懲戒免職処分となった小学校〇〇教諭について、（1）都教委での検討・報告等（2）当該教員への通知等（3）市区町村教委・学校との報告・通知・申請・回答等（4）教育職員免許状失効関係（5）報道機関、都民等からの本件事案に対する照会に対する応答記録等（6）記者会見関係資料・公表資料・報道記録等（7）その他関連する公文書（いずれも起案からの経過が分かるものを含む）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和4年11月10日付けで行った別表1に掲げる本件開示請求却下決定並びに同年11月10日、11日及び16日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件開示請求却下決定を行うとともに、別表2に掲げる本件対象公文書1から12までを特定し、本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月20日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年3月31日、4月20日及び5月17日に実施機関から理由説明書を

収受し、同年 11 月 28 日（第 242 回第一部会）から令和 6 年 9 月 11 日（第 250 回第一部会）まで、9 回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求に係る事務等について

（ア）教職員の服務事故に係る事務の流れについて

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和 46 年 10 月 11 日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が状況報告書を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会へ報告を行い、区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者へ報告する必要があると判断したもののについて、都立学校に準じて報告を行うこととなっている。

実施機関は、任命権者としての事故事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者、被害者及び関係者から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

（イ）教育職員免許状失効公告について

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）等の教諭等は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）3 条の規定により、免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。

免許状の効力に関しては、教育職員が公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたときは、免許法 10 条 1 項 2 号の規定により、その免許状は効力を失うこととされ、この場合、免許管理者である当該教員の勤務地の都道府県教育委員会は、免

許法 13 条の規定により、その免許状の種類及び失効の事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告することとされている。

(ウ) 教員免許管理システムについて

教員免許管理システムとは、各都道府県保有の教員免許状原簿情報(電子データ、紙)を全国規模でネットワーク化されたデータベースに登録したものをいう。平成 21 年度から運用を開始し、各都道府県が共同で運営管理を行っている。

(エ) 懲戒処分に係る事案の公表について

懲戒処分に係る事案の公表については、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」(平成 12 年 12 月 26 日付け)に基づき、事案を公表することとしており、原則として、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の懲戒処分の場合は、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表している。なお、被処分者の氏名等を公表することにより被害者等が特定される可能性がある事案等については、被害者等の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととされている。

(オ) 実施機関における都民からの苦情、要望等に関する記録について

実施機関においては、都民等から実施機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為についての苦情又は要望を受け付けた場合に、その内容及び処理経過を明らかにした「相談カード」を作成し、受付日時、氏名、住所、種別、件名、区分、内容等を記録している。

イ 本件開示請求却下決定について

実施機関(人事部職員課)は、開示請求内容「(6) 記者会見関係資料・公表資料・報道記録等」に対し、懲戒処分に係る「公表資料」は、実施機関のホームページに掲載し、公にしているとの理由から、条例 18 条 2 項の規定に基づき、別表 1 に掲げる本件開示請求却下決定を行った。また、開示請求却下通知書の備考欄に「記者会見資料、報道記録等については作成・保存していないため、存在しません。」と記載した。

以下、本件開示請求却下決定の妥当性について検討する。

審査会が見分したところ、実施機関が却下した「公表資料」は、懲戒処分に係る報道発表資料であり、実施機関のホームページに公表されていたことが確認された。条例 18 条 2 項は、インターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとするとして規定していることから、実施機関が行った本件開示請求却下決定に不合理な点はなく、妥当である。一方、本件開示請求却下決定通知書の中で「公表資料」が掲載されているホームページを閲覧するためのアドレス情報の記載がなされていないが、条例 18 条 2 項では「インターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報を提供するものとする。」と規定しており、記載がなかったことは適切さを欠くものである。

次に、実施機関が開示請求却下通知書の備考欄に「記者会見関係資料、報道記録等」が存在しない旨を記載した経緯について、審査会は事務局を通じて確認を行った。実施機関の説明によると、開示請求内容「(6) 記者会見関係資料、公表資料、報道記録等」に対する決定として、実施機関(総務部広報統計課)が本件対象公文書 11「【報道発表】教職員の服務事故について(○月○日発令)(○教総広第○号)」を特定し、一部開示決定を行うとともに、実施機関(人事部職員課)では、「公表資料」の却下決定を行い、「記者会見関係資料、報道記録等」は存在しない旨を決定通知書の備考欄に記載したとのことである。この点、備考欄への記載をもって文書が存在しない旨の決定を行ったかのような疑念や混乱を招くおそれがあったことについては適切とはいえ、請求内容に対応する文書が存在しない場合には備考欄に記載するのではなく、別途非開示決定を行うべきであった。

今後、実施機関においては条例 18 条 2 項の規定に基づき、インターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報を提供すべきこと、また、決定通知書の備考欄にて決定内容と誤認されるような記載を行うことがないようにすべきであることを付言する。

ウ 本件非開示情報 1 から 18 までの非開示妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対応するものとして別表 2 に掲げる本件対象公文書 1 から 12 までを特定し、同表に掲げる本件非開示情報 1 から 18 までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

以下、本件非開示情報 1 から 18 までの非開示妥当性について検討する。

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件対象公文書 1 は、事故者に対する懲戒処分量定を決定する際の起案文書及びその際回付された処分案、発令通知書案、処分理由書案といった関係資料である。

本件非開示情報 1 は、本件対象公文書 1 に記載された事故者に対する処分案と東京都教育委員会の非公開の会議に関する情報である。処分案に関する情報のうち、別表 3 に掲げる部分を除いたその他の部分については、本件服務事故について関係者等からの報告、事情聴取、教職員懲戒分限審査委員会への諮問・答申等を受けて検討された処分量定の案であり、教育委員会へ付議し決定される前の未成熟な情報であることから、これを公にすることとなると、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例 7 条 6 号に該当する。しかしながら、処分案のうち、別表 3 に掲げる部分については、監督責任者処分措置（案）に記載された「職名」に係る情報であって、通常、校長、副校長等の管理監督者の職名が記載されることが容易に推測される情報であり、当該職名を公にすることにより人事管理に関する事務に支障を及ぼすとは認められない。また、東京都教育委員会の非公開の会議に関する情報として起案用紙の上部欄外に記載された、本件処分を決定する際に付議された会議の名称と決定の状況についても、これを公にすることにより人事管理に関する事務に支障を及ぼすとは認められない。

したがって、本件非開示情報 1 のうち、別表 3 に掲げる部分については、条例 7 条 6 号に該当せず、開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、本件対象公文書 1 に記載された事故者及び関係者に関する個人情報、服務事故を認定するために行った調査の過程で得られた経緯及び事実、教育委員会及び学校の対応等の情報である。これらの情報は、事故者・関係者の所属名、氏名、服務事故に係る詳細な状況、指導状況等が明らかになるものであることから、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例 7 条 2 号本文に該当する。続いて、同号ただし書該当性について検討する。審査会が見分したところ、事故者は懲戒免職処分となったものであるところ、前記ア（エ）のとおり、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処

分理由を原則として公表することになっている。しかし、実施機関の説明によると、売春行為者の保護更生という売春防止法の趣旨に鑑みて、本件の事故者については氏名及び学校名を公表しなかったとのことであり、同号ただし書イに該当しない。また、当該情報は職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

次に、条例7条6号該当性について検討する。本件非開示情報2には、事故者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容が記載されており、これらの情報について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に関係者等が詳細な説明を躊躇するなど、適切な情報収集が困難となり、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3及び4について

本件対象公文書2は、本件対象公文書1に添付された区市町村教育委員会から実施機関に対する服務事故の報告であり、本件非開示情報3には事故者及び関係者の所属や氏名等が特定される情報が、本件非開示情報4には当該服務事故に関する詳細状況等が記載されている。これらの情報は、前記(イ)で判断したとおり、本件非開示情報3は条例7条2号に、本件非開示情報4は条例7条2号及び6号にそれぞれ該当し、非開示が妥当である。

なお、本件対象公文書2上では「1 事故の種類」欄、「2 発生日時」欄も非開示とされ、これらは本件非開示情報3に相当すると認められるが、一部開示決定通知書別紙2では「開示しない部分、開示しない理由及び根拠規定」の記載がなされていない。今後、実施機関は一部開示決定通知書において開示しない部分、開示しない理由及び根拠規定の記載漏れがないよう確認を十分に行うべきであることを付言する。

(エ) 本件非開示情報5について

本件対象公文書3は、本件対象公文書1に添付された本件服務事故に関する事情聴取書であり、本件非開示情報5には事故者及び関係者の所属や氏名等が特定され

る情報が記載されている。このうち、監督責任に関する事情聴取書の中で記載されている職名については、通常、校長、副校長等の管理監督者の職名が記載されることが容易に推測される情報であり、当該職名を公にしたとしても特定の個人を識別できるとは認められないことから条例7条2号に該当しない。

したがって、本件非開示情報5のうち、別表3に掲げる部分については、条例7条2号に該当しないことから開示すべきであるが、その他の部分については、前記（イ）で判断したとおり、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

（オ）本件非開示情報6について

本件非開示情報6は、本件対象公文書3に記載された事故者・関係者からの聴取内容である。当該情報は、前記（イ）で判断したとおり、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

（カ）本件非開示情報7について

本件対象公文書4は、本件対象公文書1に添付された区市町村教育委員会から実施機関への内申であり、本件非開示情報7には事故者及び関係者の所属や氏名等が特定される情報が記載されている。これらの情報は、前記（イ）で判断したとおり、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、本件対象公文書4上では「件名」の一部が非開示とされ、これは本件非開示情報7に相当すると認められるが、一部開示決定通知書別紙2の開示しない部分として記載がない。また、一部開示決定通知書別紙2の開示しない部分として、「免許失効の事由」が、開示しない理由として「服務事故に係る詳細な状況等」の記載があるとされているが、当該情報は本件対象公文書4中に存在しない。今後、実施機関は一部開示決定通知書において開示しない部分及び開示しない理由の記載誤りがないよう確認を十分に行うべきであることを付言する。

（キ）本件非開示情報8について

本件対象公文書5は、本件対象公文書1に添付された事故者が作成した自認書の写しであり、本件非開示情報8には事故者の所属、氏名、服務事故に係る詳細な状況等が記載されている。これらの情報は、前記（イ）で判断したとおり、条例7条

2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報9について

本件対象公文書6は、実施機関から事故者に対し交付された免職に係る発令通知書であり、本件非開示情報9は、事故者の氏名、所属及び事故者に対する発令内容欄のうち個人に関する情報が記載された部分である。これらの情報は、前記(イ)で判断したとおり、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報10について

本件対象公文書7は、実施機関から区市町村教育委員会等の関係各所に対し、事故者の処分を通知した際の起案文書であり、本件非開示情報10は、事故者の氏名、所属、事故者に対する発令内容欄のうち個人に関する情報及び服務事故の詳細が記載された部分である。これらの情報は前記(イ)で判断したように、条例7条2号及び6号に該当する性質のものであると審査会は判断する。

一方、実施機関においては、本件対象公文書7を対象公文書として一部開示決定通知書の別紙1で記載しているが、本件対象公文書ごとに開示しない部分、開示しない理由及び根拠規定を明らかにした別紙2では、本件対象公文書7及び本件非開示情報10に関する理由付記が一切なされていない。

このことは適切さを著しく欠くものであると言わざるをえず、今後、実施機関は同様の事態が生じないように適切に対処すべきであることを付言する。

(コ) 本件非開示情報11及び12について

本件対象公文書8は、実施機関が事故者に対して処分書を交付した際の起案文書であり、本件非開示情報11には事故者の氏名、所属及び服務事故の詳細状況等が、本件非開示情報12には事故者からの報告や事情聴取等で収集された情報がそれぞれ記載されている。これらの情報は、前記(イ)で判断したとおり、本件非開示情報11は条例7条2号に、本件非開示情報12は条例7条6号にそれぞれ該当し、非開示が妥当である。

なお、一部開示決定通知書では、本件対象公文書8に本件非開示情報12の開示しない部分として「関係者に関する個人情報」が存在するとされているが、そのよう

な記載があるとは認められない。今後、実施機関は一部開示決定通知書において開示しない部分の記載の誤りがないよう確認を十分に行うべきであることを付言する。

(サ) 本件非開示情報 13 について

本件対象公文書 9 は、実施機関が事故者の処分量定の適否について教職員懲戒分限審査委員会に諮問し答申を得た際の文書であり、本件非開示情報 13 には事故者及び関係者の氏名、所属等が記載されている。これらの情報は、前記（イ）で判断したとおり、条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(シ) 本件非開示情報 14 について

本件非開示情報 14 は、本件対象公文書 9 に記載された諮問及び答申段階での処分原案と結果の記載である。これらの情報は開示が前提となると、処分原案の作成過程が明らかになり、今後の人事管理に係る事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ス) 本件非開示情報 15 について

本件対象公文書 10 は、教育職員免許状の失効に係る起案文書及びその際回付された関係資料であり、このうち本件非開示情報 15 は、免許状を失効した教育職員（以下「本件教員」という。）の生年月日、所属、職名及び処分理由を含む免許状関連情報等の記載である。審査会が見分したところ、本件非開示情報 15 は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例 7 条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。審査会が見分したところ、本件非開示情報 15 のうち、別表 3 に掲げる部分については、懲戒免職時に公表していることが確認され、同号ただし書イに該当すると認められる。一方、別表 3 に掲げる部分を除いたその他の部分については、懲戒免職時に公表されていない。前記ア（イ）により、本件教員の免許状の種類及び失効の事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告しているが、官報で公告されている免許状の種類、失効の事由、氏名、本籍地と懲戒免職時に公表された校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由の情報とを合わせることで、非公表とした情報が公になってしまうこととなる

から、別表3に掲げる部分を除いたその他の部分は、同号ただし書イに該当する情報と評価することはできない。また、身分取扱いに係る情報であって職務の遂行に係る情報には当たらないことから、同号ただし書ハにも該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

以上のことから、本件非開示情報15のうち、別表3に掲げる部分については、条例7条2号に該当せず、開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

(セ) 本件非開示情報16及び17について

本件対象公文書11は、事故者の懲戒免職処分を報道発表した際の起案文書と、報道発表に伴って実施機関に寄せられた都民からの苦情又は要望を記録した「相談カード」である。このうち、本件非開示情報16は「相談カード」に記載された都民の氏名、住所等が分かる情報であり、本件非開示情報17は「相談カード」に記載された抗議・意見の内容である。本件非開示情報16は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので非開示が妥当である。また、本件非開示情報17を公にすることとなると、率直な意見等が妨げられ、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条6号に該当するため非開示が妥当である。

なお、本件対象公文書11のうち、「【報道発表】教職員の服務事故について（○月○日発令）（○教総広第○号）」には非開示情報が一切存在しないため、今後、実施機関においてこのような場合には一部開示決定通知書ではなく、開示決定通知書において通知すべきであることを付言する。

(ソ) 本件非開示情報18について

本件対象公文書12は、事故者の懲戒免職処分を決定する際に付議された東京都教育委員会定例会の議事録であり、本件非開示情報18は議事録に記載された発言内容が分かる情報である。審査会が見分したところ、同情報には、事故者及び関係者の所属、氏名、服務事故に係る詳細な状況や、人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報及び処分量定の案が記載されている。これらの情報は、

前記（イ）で判断したとおり、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件開示請求却下決定

本件対象公文書	却下の理由	備考欄の記載
記者会見関係資料・公表資料・報道記録等	東京都教育委員会では、令和〇年〇月〇日付けの懲戒処分についてその内容を東京都教育委員会ホームページに掲載し、公にしているため	記者会見資料、報道記録等については作成・保存していないため、存在しません。

別表2 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件非開示情報		根拠規定
1	○教人職第〇〇号 ■ ■■■公立学校教員に対する懲戒処分等について	1	<ul style="list-style-type: none"> 東京都教育委員会の非公開の会議に関する情報 処分案に関する情報 	7条6号
		2	<ul style="list-style-type: none"> 処分対象者に関する個人情報 服務事故の発生日時及び発生場所 関係者に関する個人情報 服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、確認した事故の発生の経緯及び事実 <p>（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</p>	7条2号、6号

			<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び学校の対応 (一般的な記述を除く。) 	
2	添付資料 教職員の服務事故について(報告)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号 ・発信者名 ・「3 発生場所」欄 ・「4 当事者の氏名等」欄 (3及び4:東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)	7条2号
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 発生の状況」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・「6 学校及び■■■■教育委員会の対応措置」欄 ・「7 ■■■■教育委員会の見解」欄 (6及び7一般的な記述を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・「8 添付資料」欄及び添付資料 	7条2号、 6号
3	添付資料 ■■■■教諭■■■■の服務事故に関する事情聴取書 ■■■■教諭■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書	5	<ul style="list-style-type: none"> ・件名 ・「3 被聴取者」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・「5 告知事項」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。)	7条2号
		6	<ul style="list-style-type: none"> ・「6 聴取内容」欄 	7条2号、 6号

4	添付資料 ■■■■公立学校職員 の処分について（内申）	7	<ul style="list-style-type: none"> ・公印 ・文書記号 ・発信者名 ・免許失効の事由 ・「本文」欄 （一般的な内容を除く。）	7条2号
5	添付資料 ■■■■教諭の自認書 の写し	8	<ul style="list-style-type: none"> ・件名及び内容 	7条2号、 6号
6	令和○年○月○日付け 発令通知書	9	<ul style="list-style-type: none"> ・「氏名」欄 ・「所属」欄 ・「発令内容」欄 （東京都教育委員会が処分公表基準 に基づき公表している情報と同等の 内容及び一般的な記述を除く。）	7条2号
7	○教人職第○○号 教 員に対する処分につい て（通知）	10	記載なし	記載なし
8	■■■■ ■■■■処 分について	11	<ul style="list-style-type: none"> ・処分内容及び処分内容に関する記述 ・処分対象者に関する個人情報 （東京都教育委員会が処分公表基準 に基づき公表している情報と同等の 内容及び一般的な記述を除く。）	7条2号
		12	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者に関する個人情報 ・サービス事故に係る概要、認定した事実、 	7条6号

			処分の理由等、確認した事故の発生の経緯及び事実 （東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。） ・処分案に関する情報 ・教育委員会及び学校の対応 （一般的な記述を除く。）	
9	○教人職第〇〇号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問）	13	・「処分・措置対象者」欄 （東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。） ・「事故の種類」欄 （東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。）	7条2号
	○懲分審第〇〇号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申）	14	・「処分・措置（事務局案）」欄 ・「結果」欄	7条6号
10	教育職員免許状の失効について	審査 請求 対象外	教員免許管理システムの URL	7条4号
		15	氏名、生年月日、所属、免許状関連情報等	7条2号
11	・相談カード ・【報道発表】教職員の サービス事故について （〇月〇日発令）（〇教 総広第〇号）	16	都民等の氏名・住所等	7条2号
		17	抗議・意見の内容	7条6号
12	令和〇年第〇回東京都	18	発言内容の一部	7条2号、

	教育委員会定例会議事 録		6号
--	-----------------	--	----

別表3 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
1	○教人職第〇〇号 ■ ■■■公立学校教員に 対する懲戒処分等につ いて	本件非開示 情報 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目最上段左側1文字目から17文字目まで ・ 6枚目「監督責任者処分措置（案）」に記載されている職名
3	添付資料 ■■■■教諭■■■■ の服務事故に対する監 督責任に関する事情聴 取書	本件非開示 情報 5	「3 被聴取者」欄に記載されている職名
10	教育職員免許状の失効 について	本件非開示 情報 15	「教育職員免許状の失効について」2枚目にあ る失効対象者一覧表の職名